

各单位会長 様

日本行政書士会連合会

会長 遠田 和夫

広報部

部長 井口 由美子

平成29年度行政書士制度PRポスター画像の取扱いについて

平素は当会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も総務省から後援名義使用の承認を得て制度PRポスターを作成し、各单位会及び会員各位に配付させていただきました。また、単位会からの依頼に応じて、別途ポスター画像も提供し、あわせて活用いただいているところです。

しかしながら、今般、SNSや私的ホームページなどの普及や加工技術の向上等により、意図しない形でデジタルデータの拡散が増えている現況を受けて、今年度契約しておりますタレント事務所より、インターネットを利用したポスター画像の使用については特に厳しく管理するよう要請がありました。

これを受けまして、本年度配付いたしましたポスター及びその画像の使用に当たっては、改めて下記の点にご留意いただきたくご連絡申し上げます。

ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

(1) 使用期間：

モデルの肖像権の使用期間は、1か年（平成29年8月1日より平成30年7月31日まで）となっています。ポスター及びその画像を利用した販促物等の使用・配付に当たってはご注意ください。

(2) 利用について：

各单位会は、以下の使用項目について利用することができます。

各单位会（支部を含む）の会報誌及びホームページ、業務紹介冊子、新聞、自治体発行情報誌への掲載。

(3) 上記(2)の利用にあたり注意する点：

- ・ポスター画像はそのまま使用することに限定いたします。
- ・ポスター画像は、会員個人が開設するホームページやブログ等には使用できません。
- ・単位会のホームページ等、WEB上にポスター画像を掲載する場合は、必ずダウンロードできないようコピーガードの設定をお願いいたします。
- ・ポスター画像を使用する際には、その用途について本会事務局広報課までご一報願います。
- ・新聞・全国誌等のマスメディア広告については、掲載の仕方により、別途モデルの肖像権の使用料が発生する可能性がありますので、当該広告を行う際は本会事務局広報課までご連絡ください。

以上